23-04-26;17:01 ;コマツ建機販売 那覇支店 ▲ マチダテクノ ;098-889-1726 # 1/ 1

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第十二号の三十九を第十二号の四十とし、第十二号の二十三から第一号の三十八までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の二十二の次に次の一号を加える。

十二の二十三　二―〔四―（二―（四―（二―エトキシエチル）―一Ｈ―ベンズイミダゾール―二―イル）ピペリジン―一―イル）エチル）フエニル〕―二―メチルプロパン酸（別名ピラスチン）及びその製剤。ただし、一錠中二―〔四―（二―〔四―（二―（二―エトキシエチル）―一Ｈ―ベンズイミダゾール―二―イル）ピペリジン―一―イル）エチル）フエニル〕―二―メチルプロパン酸として二十㎎以下を含有するものを除く。

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第十三号の二十七を第十三号の二十八とし、第十三号の二十から第十三号の二十六までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の十九の次に次の一号を加える。

十三の二十　エロツズマブ及びその製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第二十四号の三十四を第二十四号の三十五とし、第二十四号の二十九から第二十四号の三十三までを一号ずつ繰り下げ、第二十四号の二十八の次に次の一号を加える。

二十四の二十九　八―クロロ―十一―（ピペリジン―四―イリデン）―六・十一―ジヒドロ―五Ｈ―ベンゾ〔五・六〕シクロヘプタ〔一・二―ｂ〕ピリジン（別名デスロラタジン）及びその製剤。ただし、一錠中八―クロロ―十一―（ピペリジン―四―イリデン）―六・十一―ジヒドロ―五Ｈ―ベンゾ〔五・六〕シクロヘプタ〔一・二―ｂ〕ピリジンとして五㎎以下を含有するものを除く。

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第三十六号の四十二を第三十六号の四十三とし、第三十六号の四から第三十六号の四十一までを一号ずつ繰り下げ、第三十六号の三の次に次の一号を加える。

三十六の四　シクロ〔―（四Ｒ）―四―（三―アミノエチルカルバモイルオキシ）―Ｌ―プロリル―Ｌ―フエニルグリシル―Ｄ―トリプトフイル―Ｌ―リシル―四―Ｏ―ベンジル―Ｌ―チロシル―Ｌ―フエニルアラニル〕（別名バシレオチド）、その塩類及びそれらの製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第六十二号の二十一中「一バイアル中トラフエルミン〇・五㎎」を「トラフエルミン一・四一㎎」に改める。

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第六十七号の五を第六十七号の六とし、第六十七号の二から第六十七号の四までを一号ずつ繰り下げ、第六十七号の次に次の一号を加える。

六十七の二　Ｎ―（二・二・二―トリフルオロエチル）―九―〔四―（四―〔四―（トリフルオロメチル）ピフエニル―二―イル〕カルボキサミド〕ピペリジン―一―イル）ブチル〕―九Ｈ―フルオレン―九―カルボキサミド（別名ロミタピド）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一カプセル中Ｎ―（二・二・二―トリフルオロエチル）―九―〔四―（四―〔四―（トリフルオロメチル）ピフエニル―二―イル〕カルボキサミド〕ピペリジン―一―イル）ブチル〕―九Ｈ―フルオレン―九―カルボキサミドとして二十㎎以下を含有するもの。

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第七十六号の五中「四㎎」を「五㎎」に改める。

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第百十号の十七を第百十号の十八とし、第百十号の七から第百十号の十六までを一号ずつ繰り下げ、第百十号の六の次に次の一号を加える。

百十の七　ベムプロリズマブ及びその製剤

別表第五中第百五十二号を第百五十五号とし、第百三十四号から第百五十一号までを三号ずつ繰り下げ、第百三十三号を第百三十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

百三十六　ベムプロリズマブ及びその製剤

別表第五中第百三十二号を第百三十四号とし、第三十六号から第百三十一号までを二号ずつ繰り下げ、第三十五号を第三十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十七　エロツズマブ及びその製剤

別表第五中第三十四号を第三十五号とし、第二十六号から第三十三号までを一号ずつ繰り下げ、第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六　三―〔二―（イミダゾ〔一・二―ｂ〕ピリダジン―三―イル）エチニル〕―四―メチル―Ｎ―〔四―（四―メチルピペラジン―一―イル）メチル〕―三―（トリフルオロメチル）フエニル〕ベンズアミド（別名ポナチニブ）、その塩類及びそれらの製剤

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第六十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年厚生労働省令第百五十一号）の施行に伴い、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月二十八日　農林水産大臣　山本　有二

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

第百六十三条中「第十二号の二十三」を「第十二号の二十四」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

経済産業省
国土交通省
環境省告示第百二十号

○国土交通省告示第百二十一号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十八年三月十六日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十八年九月二十八日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　山本　公一

型式届出番号	特定特殊自動車の名称及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
ＮＶ３―139	ＩＨＩシバウラ　ＳＨ１５７０Ｔ４	ＳＮ３ＬＤＩ―Ｔ	株式会社ＩＨＩシバウラ	長野県松本市石芝一丁目１番１号

経済産業省
国土交通省
環境省告示第百二十二号

○国土交通省告示第百二十二号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十八年四月五日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十八年九月二十八日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　山本　公一

型式届出番号	特定特殊自動車の名称及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
ＮＶ３―140	コマツ　ＰＣ２５６	ＳＡＡ６Ｄ１１４Ｅ―６―Ａ	株式会社小松製作所	東京都港区赤坂二丁目３番６号